平成30年1月31日

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会提出資料

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 代表理事・環境委員長 大石美奈子

## 電気料金の経過措置の撤廃を想定した検討課題についての意見

電力小売りの全面自由化に際しては、2020年3月末において経過措置の継続が必要と認められる供給区域以外では、原則、撤廃されることになっています。委員長からの質問に対して、消費者代表委員としての意見を述べさせていただきます。

## 1. 家庭消費者の電気料金の位置づけ

家庭用電気は、全国のあらゆる消費者が照明や家電に使う「生活必需品」であり、 その料金が市民生活に与える影響はきわめて大きいことから、<u>電力自由化におけ</u> る多くの消費者の期待は、電源選択とともに電気料金の低減にあります。

「地域によっては新電力の選択肢がない」また「情報や交渉力に差がある」ことで、電気料金に大きな不公平感が生じることを消費者は望んでいません。例え消費者が選択しようとしても、<u>旧一般電気事業者が発電所を寡占することで電力卸取引市場が機能せず新電力が安定的な事業ができない、これにより、特に単身世帯など「少量消費者も含む家庭用分野では選択肢が限られる」ことは、消費者として望ましくありません。</u>

## 2. 経過措置料金の撤廃について

電力の経過措置料金は、電力自由化後に、旧一般電気事業者による規制料金での独占供給、すなわち「規制なき独占」に陥ることを防ぐための消費者保護措置です。消費者が多様な新電力を安心して選べる市場環境、公正で活発な競争環境の実現が不可欠であり、2020年以降であっても、競争状態を見極めるまでは、原則、経過措置料金を撤廃することに反対します。

加えて、以下の3点について、検討ならびに回答をお願いいたします。

1. 電力自由化はまだ十分に進んでいるという状況にはなく 2020 年の時点においても、全国で新規参入事業者が増え競争状態になっているとは思えません。<u>市場の競争が十分機能していることの判断は、誰が、どこで行うことになっているのか、加えて、経過措置料金の撤廃については、どこで決めるのか、国民にわかるように示してください。</u>

現在、経済産業省や監視等委員会で、経過措置料金撤廃の議論が始まっていますが、最終的な結論はどこで出すのか消費者には見えません。結論を出す審議の場には、消費者委員も必ず参画し意見を述べられるようにしてください。

2. 解除するにあたっては、消費者に対して政府および事業者からの丁寧な周知、および広聴活動が不可欠です。

大半の消費者は、経過措置料金が法律上 2020 年 3 月までに原則として撤廃されることを知らされておらず、ましてや経過措置が外れる理由やそのリスクを納得している消費者はほとんどいません。都市ガスの自由化では、競争がおきたことの確認なく経過措置を外したことから消費者告知が不十分な状況にありますので、この失敗に学んでほしいと思います。

3. 解除後の事後監視体制について明確にしてください。

経過措置料金が廃止された後でも、再び独占・寡占状態になった場合には、標準的な家庭での電気料金で過重な値上げが起きていないか調査し、「不当な」「合理的でない」値上げに対する事後監視制度の整備が必要となります。解除前に、誰がどのように、責任を持って監視・指導を行うのか、明確にしておくことを望みます。

なお、経過措置料金の撤廃の検討では、以下のことをお願い申し上げます。

- <審議会での検討のために事前に行っていただきたいこと>
- ①旧一般電気事業者によるすべての家庭消費者への経過措置料金の撤廃理由とリ スクの周知、
- ② 経済産業省や消費者庁による消費者アンケートや公聴会
- ③ 地域の市民や消費者団体の消費者委員会や経済産業省審議会での意見陳述
- <収集していただきたいデータ>
- ① 電力卸市場の中でも、特に家庭用市場に特化した活性化動向のデータ
- ② 自由化に変更した国内電気通信、都市・LP ガスの競争と料金の課題
- ③海外の家庭電力状況
- ○フランスやスペインで家庭部門の料金規制が存続する理由と背景。
- ○料金規制のない EU 各国の FIT 課金や租税以外の家庭電力料金推移。
- ○規制料金撤廃をしたイギリスで、上限料金規制をかける動きとその理由
- ○アメリカの約 40 州で家庭用電力小売市場を自由化していない理由と 自由化州と非自由化州での家庭電気料金の推移。